

米国原子力潜水艦の事前通報なし寄港に対する意見書

平成20年11月10日午前10時頃米国原子力潜水艦プロヴィデンスが事前通報なしに、ホワイトビーチに寄港し、沖合に約2時間停泊していたことが当日の外務省の報道により明らかになった。

報道によると外務省の抗議に対し、米側は今回の事前通報なし寄港は海軍の内部連絡ミスが原因であるとしている。しかし、事前通報に基づき放射能測定調査などが行われ、米国原子力潜水艦の寄港の安全性が確認される仕組みであることから、単純に連絡ミスで済まされる問題ではない。

このことは、市民や県民の安全にかかわる重大な問題であり、米側が原潜を入港させるにあたっての履行すべき義務であるという認識が欠如していると言わざるを得ない。あらためて米軍の原子力潜水艦に対する通報体制や危機管理体制に疑念を抱くものである。

これまで、ホワイトビーチへの原潜寄港に対しては幾度となく強い抗議を表明したにもかかわらず、市民や県民の声を無視するかのようになり原潜の寄港が頻繁になってきている。しかも、今回は平成13年4月の原潜シカゴが佐世保港に入港して以来二度目となる原潜の通報なし寄港が、ホワイトビーチで起こったことは重大で危惧すべき問題であり、強い憤りを覚えるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場から今回の米国原子力潜水艦プロヴィデンスの通報なし寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 原因究明と事実関係の詳細について説明責任を果たすこと。
2. 再発防止の徹底と責任の所在を明確にすること。
3. ホワイトビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年11月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣
防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣	外務省沖縄担当大使	
沖縄防衛局長	沖縄県知事	沖縄県議会議長	